

## 聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業について

### 1 目的

聴覚障がいの乳幼児（0～5才）が、乳幼児期から、その保護者又は家族（以下、「保護者等」という。）とともに手話を獲得することのできる機会を確保する。

### 2 対象者

県内在住の聴覚障がいのある未就学児、保護者等

### 3 事業内容

聴覚障がいのある乳幼児及び保護者等が、手話言語を獲得することを支援するため、次のような機会を提供する。

- (1) 「聞く、話す、考える」という日本語の言語としての学びの過程と同じように、聴覚障がいの乳幼児が言語として手話を獲得し、「見てわかる、伝えられる、考えられる」力を養い、手話でやり取りすることにより、他者とコミュニケーションを可能とし、活動できる場を提供する。
- (2) 聴覚障がいの乳幼児が大人のろう者とふれ合い、その手話を見ることにより、今後、自分がどのように周囲とコミュニケーションをとっていくのか、モデルとできるよう支援する。
- (3) 保護者等が手話を学習し、手話によるコミュニケーションを体験するとともに、ろう者について理解することができる場を提供し、家庭内での手話によるコミュニケーションができる環境づくりを支援する。
- (4) 主な活動内容は、聴覚障がいの乳幼児に対しては、絵本でよみきかせ、手遊び、からだ遊びなど、保護者等に対しては、手話学習、ろう者の理解や聞こえの相談などを行う。